

職業能力開発促進法施行規則の 一部を改正する省令案 概要

平成28年2月

職業能力開発研究学域(仮称)の位置づけ

高卒等

大卒等

総合大 総合課程

特定専門課程
2年

特定応用課程
2年

ポリテクカレッジ

専門課程
2年

応用課程
2年

大学 工科系学部
4年

長期養成課程
2年

【設置】

職業能力開発研究学域(仮称)
2年

- 職業訓練指導員としての素地を前提として、最先端の学識・技術・技能や研究的思考力を有した質の高い職業訓練指導員を養成。
- 入学選考において論文課題等を課し、原則として、職業訓練指導員に係る業務(公共・民間企業)に従事する意思を有する者を選考。
- 1年目に、学生全員に対して公共職業訓練施設等においてインターンシップを実施し、職業訓練指導員としての職業意識を涵養。

★ : 指導員免許
★ : 学士号
★ : 修士号

産業界の人材育成課題を解決に導くリーダーの養成

①

我が国の基幹産業であるものづくり分野では、ICTの活用などに見られる技能・技術の複合化と高度化が進んでおり、さらに今後は、IoT (Internet of Things: あらゆるモノのインターネット接続)・ビッグデータ・人工知能等により一層の高付加価値化・差別化が進むことが予測され、これらに対応できる人材育成が重要課題となっている。

②

公共職業訓練(在職者訓練、学卒者訓練等)においても、高度化する産業界の人材育成ニーズを的確に捉えて、適切な訓練コース(カリキュラム)、教材及び職業訓練指導技法等を開発する必要がある。

③

最先端の学識・技術・技能を有し、研究的思考をもって職業訓練指導技法等を開発できる人材育成分野のリーダーの養成を行う。

【公共職業能力開発施設・企業での修士指導員の活躍イメージ】

企業内の教育訓練施設

自社の課題分析を行い、外部資源(公共職業訓練施設等)も活用しながら能力開発を推進

地域産業の人材育成
課題・ニーズへの対応

課題解決に対応できる
人材の供給

公共職業能力開発施設

地域産業界のニーズ分析、カリキュラム開発、教材開発、訓練効果分析等を実施

(1) 設置根拠

長期養成課程に、職業能力開発研究学域(仮称)を設置する。

(2) 職業訓練指導員免許の取得

職業能力開発研究学域(仮称)の学生のうち、次の者は、相当程度の技能・知識を有すると認められることから、2年の課程修了前に職業訓練指導員免許を取得できる。

- ① 職業能力開発総合大学校における総合課程を修了した者
- ② 職業能力開発大学校における応用課程を修了した者

※ 工科系学部卒業者等については、2年の課程を修了することが必要。

(3) 必要な科目の追加

職業能力開発研究学域(仮称)は、従来の長期養成課程の教科に必要に応じて科目を追加する。